

業務継続計画（BCP）作成研修会 Q & A

No.	質疑	回答	所管課	回答日
1	発災時に福祉避難所の開設状況（場所等）はどのような方法で周知するのか。	避難者は直接福祉避難所に直接避難するのではなく、避難所にてトリアージを行った上で、必要な方へ周知をし、各福祉避難所へ移動していただくことになっています。	防災安全課	R6.11.20
2	通信網が遮断した際、逗子市ではどのように考えているか。	市内に設置している防災行政無線での周知を行います。これは停電の際も予備電源により使用可能です。また、各避難所にはMCA無線機を配備しており、これによる通信も可能です。	防災安全課	R6.11.20
3	事業ごとに作成するのか。サービス毎に作成するのか。 また、複数サービスで1つにするといった体系的な作成で構わないか。	BCPは、事業所単位で作成するものです。複数の事業を運営する事業所では、どの事業（居宅、通所、訪問等）を優先するか（どの事業を縮小・休止するか）を法人本部とも連携して決めておく必要があります。 また、複数の施設・事業所を持つ法人では、法人本部としてのBCPも別途作成することが望まれます。	高齢介護課	R6.11.20
4	市のBCPはどのように計画しているか。安否確認や避難所の事等を知りたい。	BCPの策定方針として、市民の生命・生活を保護するため、被害を最小限に止めることに全力で取り組むように非常時優先業務を実施し、他の業務はその進捗に応じて優先度により逐次再開します。例えば、被災状況の把握や安否確認、避難所の開設は3時間以内に開始することを目標としています。	防災安全課	R6.11.20
5	災害時等、他事業所とどのように連携をとれば良いのかが分からない。	他施設の連携については、厚生労働省「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」のP25をご参照ください。	高齢介護課	R6.11.20
6	発災時の行動や災害時の事前対策等、市はどのように旗振りするのか。 市としての考えを聞きたい。	発災時の市の行動として、職員の速やかな参集により災害時の骨幹となる体制を立ち上げ、初動体制を確立し、被災状況を把握し救助・救急を開始するとともに避難所を開設します。また、避難生活に必要な物資の供給、ライフライン等の復旧に係る業務を実施していきます。 事前対策としては、庁舎、避難所等の定期点検と耐震診断に基づく補強、能登地震の教訓により被災した道路が復旧し、救援物資が届くまでの3日間を基準とした生きるために必要な水、食料、携帯トイレなどの物資を最優先に計画的に備蓄することや、給水、救援物資の輸送等に関して各種協定による支援受けの準備を進めています。	防災安全課	R6.11.20
7	集団指導講習会はいつやるのか	年度内の開催を予定しています。	高齢介護課	R6.11.20